

京都 土地家屋調査士

第137号

17. 7. 31

50th Anniversary



ひととちみらい はもにー

土地家屋調査士



第57回 定時総会



平成17年5月27日(金)第57回京都土地家屋調査士会定時総会が京都全日空ホテルで開催されました。当日は100名の出席があり、まず司会者の開会宣言後に物故者へのご冥福をお祈りし黙禱を捧げました。司会進行の池谷一郎会員より「倫理綱領朗読」が行われた後、出席者全員で「調査士の歌」を斉唱、そして5名の新入会員の紹介がありました。続いて安井会長の挨拶では、「オンライン申請を中心とした不動産登記法の改正、認証局の設置、ADRの参画、新たな筆界特定制度等々の対応が目前に迫っており、早急に取り組んで行かなければならない。」という17年度に向けた力強い挨拶を戴きました。

引き続き、本年度の議長に森田元義会員と副議長に長岡賢造会員が選出され、議案審議にはいりました。そして慎重な討議の結果、下記のとおり第1号議案から第5号議案まで全て承認可決されました。

- ・第1号議案
平成16年度事業報告承認の件・・・報告承認
- ・第2号議案
平成16年度決算報告承認の件・・・報告承認
- ・第3号議案
平成17年度事業計画案審議の件・・・承認可決
- ・第4号議案
平成17年度予算審議の件・・・承認可決
- ・第5号議案
役員等選任の件



17年度の事業計画大綱としては、

国民から厚い信頼を寄せられる調査士会（調査士）であること

知力の向上と体力の増強

法務局、日調連をはじめとする他団体との連携

を掲げ、筆界特定制度、ADRへの対応等々未来への挑戦として「研修」を京都会の最重要課題と位置付けたいという事業計画大綱の発表があり、承認可決されました。

役員改選では本年度は立候補者が安井会長のみであったため信任投票となり、出席会員投票の結果、

信任122票、不信任7票。圧倒的多数の信任により安井和男会長が再任された。

その後、京都土地家屋調査士会会長表彰、京都地方法務局局长表彰、日本土地家屋連合会会長表彰が行われ10名の会員がその榮譽を讃えられた。引き続きご来賓の京都地方法務局局长、連合会会長より祝辞を頂戴しました。

そして、来賓が退場の後、戸田副会長より閉会の辞がのべられ第57回定時総会はどこおりなく終了しました。

また、定時総会終了後は会場を移し、多くのご来賓をお迎えしての懇親会が開催され、相互の交流を深めました。

京都土地家屋調査士会会長表彰受賞者

- 渡邊 智之 会員 (上京支部)
- 山田 一博 会員 (嵯峨支部)
- 溝尻 和弘 会員 (西山支部)

京都地方法務局局长表彰受賞者

- 戸田 和章 会員 (中京支部)
- 大西 淳 会員 (左京支部)
- 田 聡 会員 (中丹支部)

日本土地家屋調査士会連合会会長表彰受賞者

- 松尾 康夫 会員 (左京支部)
- 上西 成雄 会員 (下京支部)
- 山内 康之 会員 (嵯峨支部)
- 森井 雅春 会員 (城南支部)

敬称略、支部順



第57回定時総会次第

- 1、開会の辞
- 2、物故者に黙禱
- 3、倫理綱領朗読
- 4、調査士の歌
- 5、新入会員の紹介
- 6、会長挨拶
- 7、議長副議長選出
- 8、議事録署名者選出
- 9、議事

第1号議案 平成16年度事業報告承認の件

第2号議案 平成16年度決算報告承認の件

監査報告

＝休憩＝

第3号議案 平成17年度事業計画(案)審議の件

第4号議案 平成17年度予算(案)審議の件

＝休憩＝

第5号議案 役員等選任の件

10、来賓紹介

11、表彰式

京都土地家屋調査士会会長表彰

京都地方法務局局长表彰

日本土地家屋連合会会長表彰

12、来賓挨拶

13、閉会の辞

14、懇親会



ごあいさつ

会長 安井 和男

第57回定時総会での役員選挙におきまして、本当に多くの信任を頂き誠にありがとうございました。2期4年間、京都会の会長をさせて頂きましたが、志半ば、完成の域に達していない、自分自身もそのように思い、会員の皆さまからも、しっかりやれよとの声であったと真摯に受け止めております。

これからの2年間は、今までが準備期間とするならば、実行の年であると考えております。やらねばならない事は山積み、総会提出の事業計画大綱に添って進めていこう。5年目の自画自賛、新執行部で頑張っ参ります。

先日、6月24日、25日に日調連総会があり、役員選挙が行われた。西本会長の継承を唱える大阪会所属の松岡直武氏が勝利を治められた。近プロは当然全面バックアップ、規制改革、司法制度改革の大きな潮流の中、西本会長を支えて来られた松岡会長の誕生は、西本政権4年間の道程が更に続くことになった。未来への調査士制度の灯りが更に明るく点灯することになった。京都会の会長として大きな期待と喜びを噛みしめております。又、松岡会長から、その能力を評価された当会の山田一博副会長が、大変若くして日調連理事に抜擢されたことも、会員の皆さまと共に喜びを分かち合いたい。

日本の中の近畿、日本の中の京都、この2年間は近畿が中心になるであろう、京都の位置も重要である。京都会の中の狭い範囲だけでなく、日本の中の京都会と位置付けし頑張っ参りたい。これからの2年間、私と共に闘って頂く10人の戦士を、組閣の度に紹介している、安井スタイルで紹介し、ご挨拶と致します。

田中牟副会長（総務・財務・政連担当）

自称『高倉健』人情溢れる兄貴分

公嘱理事長、政連会長、経験生かして挑む形は過去になし、ドンと構える大きな姿は調査士会の『左大臣』

麻畠克司副会長（業務担当）

得意分野は業務系、技術の高度化任せなさい。鋭く切り込む持ち味生かして業務最適格、地図作製、筆界特定、ADRにも挑む姿は『北都の拳』

信吉秀起副会長（研修・研究担当）

積極果敢な挑戦スタイルは京都のブルドーザーから日本のブルドーザー、会務への責任感是谁にも負けない、調査士制度の将来を奪取する、調査士会の『切り込み隊長』

山田一博副会長（広報・日調連担当）

日調連のドラフトかかるか最年少副会長、一昨年言っていた言葉が現実に、人あたりの良さと能力生かして全国区、京都とのパイプ役は正に青年外交官、頑張れ京都の彗星、『ヤマダック』

大西淳総務部長

大らかさ優しさ秘めたスポーツマン、瞬発力の鋭さ併せて組織の結束化、事務局との連携は高環境、今期も頑張る調査士会の『指令塔』

池谷一郎財務部長

お洒落でキリリと光る姿は『調査士会の谷垣大臣』財務の経験なくとも動じず、助さん、格さん従えて、3人よれば文殊の知恵、組織の根源は厚生にあり。

西尾光人業務部長

研修部の想いが解る、体験生かすか『丹波の夜明け』業務部長、対応素早く手の撃ち早い、会員の一番身近な相談部、オンライン、筆界、ADR、待ってくれない未知からの戦士、如何に戦う、敵はもうすぐ攻めて来る。

木下二郎研修部長

2期目に賭ける研修への熱き思いは、質の良さでの高勝負、研修ショーで結果を見てくれ、調査士会のプリンス『研修二郎丸』

藤村勉広報部長

総務からの転身、成せばなる、成さねばならぬ何事も・・・未知な所も難なくこなす 調査士会の『オールラウンドプレーヤー』2期目の主眼を外部に置いて、ADR、シンポ、大きな舞台の夢が待つ

平塚泉研究部長

執行部2年ぶりの返り咲き、鑑定、地域慣習、経験生かしてコツコツと、分析、解析、収集能力は調査士会随一、未来への架け橋『ひらつか橋』





就任挨拶

京都地方法務局長 幸良 秋夫

4月1日付けの人事異動により、京都地方法務局長を命じられ、広島法務局から転任してまいりました。京都局での勤務は初めてですので、どうかよろしく願いいたします。

貴会及び会員の皆様には、平素から不動産登記制度の適正かつ円滑な運営につきまして、格別の御理解と御協力を賜り、暑く御礼申し上げます。

さて、社会全体が大きな転換期を迎えている今日、あらゆる分野において制度の改革が進められ、行政を取り巻く情勢も大きく変化しております。法務局におきましても、このような社会の変化に迅速かつ的確に対応し、引き続き国民の多様なニーズに的確に添えていくことができるよう、登記事務のコンピュータ化を始めとした効率的で質の高い行政サービスを提供するための様々な施策に取り組んでいるところであります。

本年3月には、インターネットを利用したオンラインによる登記申請を可能等とする新しい不動産登記法が施行され、本年度中には、京都局でも複数の庁においてオンライン申請の取扱いの開始が予定されています。また、法務局においては、地図の整備が緊急かつ重要な課題であると認識し、これまで地図整備のための各種方策を推進してきたところであり、当局におきましても、昨年度に引き続き福知山支局管内の地図整備作業を実施することとしており、皆様方の御支援と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

ところで、皆様も御承知のように、平成15年6月、内閣に設置された都市再生本部において、「民活と各省連携による地籍整備の推進」の方針が決定され、法務省と国土交通省が中心となって、全国の都市部における登記所備付地図の整備事業を強力に推進することとされ、その中で市街地の地図混乱地域については、法務局が登記所備付地図作成（旧法17条地図作製）を行うこととされています。当局においても、明年度には、この作業の実施を希望しているところであります。

さらに、本年4月には、新たな筆界特定制度の創設を柱とする不動産登記法の一部改正が行われ、本年度中の施行が予定されています。この筆界特定制度は、土地の筆界の迅速かつ適正な特定を図り、筆界をめぐる紛争の解決及び地図の整備に資するため、土地の所有権登記名義人等の申請により、法務局の筆界特定登記官が、筆界調査委員の意見を踏まえて、土地の筆界を特定するというものです。

当局としましては、これらの事業や新規施策の円滑な導入に向けて鋭意取り組んでまいりたいと考えておりますので、皆様方の御支援、御協力をお願いいたします。

終わりに、貴会のますますの御発展と会員の皆様の御健勝・御活躍を祈念いたしまして私のあいさつとします。



御挨拶

副会長 田中 弁

第57回定時総会に於いて、安井和男会長が圧倒的の信任票を得て三期目がスタートいたしました。上半期事業執行について

民間型ADR「仮称：境界問題相談センター」の立ち上げについて

〔決議事項〕

1. 境界問題相談センターの立ち上げについて始動していくこと
2. 上記についての検討を常任理事会に付託し、最終決定は理事会を経て総会決議とすること

京都土地家屋調査士会新会館の建設について

〔決議事項〕

1. 会館建設に向けて具体的に取り組んでいくこと
 2. 具体的方策について検討を常任理事会に付託し、最終決定は理事会を経て総会決議とすること
- という事業執行を掲げて7月1日(金)に総合役員会が開催され、実質的に新役員が始動いたしました。

私は、副会長に選任されました。安井会長の三期目という大切な時期にその責任の重さと不安はありますが、新役員の皆様と、そして全会員の皆様の御協力をいただき、精一杯頑張っております。

御存知のとおり私は今、京都土地家屋調査士政治連盟の会長を務めさせていただいているところであります。安井会長は、特に対外的な調査士制度の発展とPR、又、近畿ブロック連絡協議会における絶対的なバックアップを私に期するところであろうと私なりに勝手に解釈して、安井会長を補佐することに徹します。

又、これからの土地家屋調査士はADR制度、筆界特定制度等改定と同時にその業務も又、国民の信頼に応えるべく数多くの研修を重ねて一定の能力担保措置をもった土地家屋調査士を目指して頑張っております。

1. 使命 2. 公正 3. 研鑽 が倫理綱領ではありますが、もう一つ、能力も又、絶対不可欠であります。我々土地家屋調査士は、日常の業務のすべてにこの倫理綱領が活かされていることを信じております。





ご挨拶

副会長 麻島 克司

この度、副会長にご指名を受けました舞鶴支部の麻島克司でございます。私は、京都公共嘱託登記土地家屋調査士協会の役員として、多くの皆様方からのご指導・ご鞭撻を頂きながら、役員として多くの経験をさせて頂きました。現在ではある程度、協会の内容等は理解しているつもりです。しかし、京都土地家屋調査士会に関しては、たった、2年間の部員等の経験はさせて頂きましたが、調査士会の役員としては今回が初めてであり、この度の大役に自分で努まるのか不安で一杯であります。自分としては、支部総会にて理事として立候補はいたしましたが、一足飛びに副会長という大役のご指名に戸惑っている状態です。ただ、お受けした以上、周りの方々の足手まといにならぬ様、精一杯頑張っていくと考えておりますので今後ともご指導を賜りますよう宜しくお願いいたします。

私が調査士となり、機会あって数多くの業務を処理することが出来ました。また、数多くの経験をさせて頂きました。そんな中、いつも悩むのが、地図と現地の不整合及び筆界の確認であります。何とかならないものかと常々考えているものです。「誰か筆界を決めていただけないか」などと思ったりもした事もありました。その様な中、この度の調査士法・不動産登記法の改正を耳にし、ようやく小さな一歩を踏み出す時が来たのかなと内心喜んでいる幸いです。しかし、現実には、まだまだ道のりは遠く問題も山積みのようにあります。

境界問題相談センターについても賛否両論はあるかと存じますが、実行しなければ進展は無いように感じます。また、前会長のときより、会館建設の話題が持ち上がっています。私も前回は会館建設実行委員として2年という月日を経たわけですが、なんの御協力も出来ずに、ただ時間だけが過ぎてしまったという思いであります。内々には話題に上がるものの、中々具体的な実行までには至らないのが現状のようです。しかし、このままでは進展がなく、あっという間に時間のみが過ぎてしまうのではないかと考えます。この会館建設についても賛否両論があるとは思いますが、具体的に建設を目的に実行しないと先に進まないと考えます。そうしないと真剣な論議もされず、また、意見等の聴取等も出来ないと考えます。

会長の事業計画大綱の中にも述べられていますように積極的且つ具体的な実行に向かった取り組みを行なわないと、すべて、ただの空論で終わってしまうような気がします。「成せばなる、成さねばならぬ何事も」という言葉もあります。

まだまだ未熟な私であり、大それたことを申し上げ誠に恐縮いたしております。皆様方と共に将来の調査士制度を考え、より良い京都土地家屋調査士会を築いていける様努力して参りたいと考えております。何卒、皆様方のご協力を賜り致しますよう宜しくお願い申し上げます。



信頼され必要とされる土地家屋調査士

副会長 信吉 秀起

この度、引き続き副会長に御指名を受けました城南支部の信吉秀起です。先の2年間、広報部・研修部の担当として、各部長をはじめ、部員の皆様、そして、会員の皆様には、御指導御鞭撻にあずかり、本当にありがとうございました。皆様の御協力で、何とか務めさせていただきました。(感謝)

さて、このたびは、研修部と研究部の両部を担当させていただくこととなりました。今後共よろしくお願ひ致します。研修部も研究部も誕生してようやく3年目を向かえる新しい部です。

研修部は、不登法の改正(オンライン申請を中心として)・筆界特定制度・ADR・地積測量図の高度化等、土地家屋調査士にとって、必要かつ不可欠なテーマに促して、実りある研修に務めなければなりません。社会からも、より高度ものが要求されます。それに充分対応でき、信頼され、必要とされる土地家屋調査士でなければなりません。

研究部は、今後の社会を適格に見定め、歴史的資料を検討し、社会に役立つ土地家屋調査士(法律関連専門職種)としてのあり方を研究し、皆様と共に考えていかねばなりません。

ある大手不動産業者の団体では、標準売買契約書に、境界確定・境界杭の埋設・「確定測量図」の作製を売主の責任と負担で行うということを明記し、その業務を行う資格者として、土地家屋調査士等と、同解説書の中で御説明していただいております。

又、筆界特定制度では法務局(行政)と、そして境界鑑定では、裁判所(司法)と協力させていただく等、様々な分野で土地家屋調査士に対する社会的要求も高まっており、社会が我々土地家屋調査士に求めるものは、より高度に専門的になってきております。

まだまだ未熟者の私ではありますが、皆様と共に社会の要求に応え、信頼され、必要とされる土地家屋調査士制度を目標とし、前進する京都土地家屋調査士会を築いていけるよう、精一杯努力させていただく所存であります。皆様には、今後共御協力の程、何とぞ、よろしくお願ひ致します。





新たな制度への挑戦

副会長 山田 一博

この度副会長を拝命致しました、山田でございます。2年間宜しくお願い致します。

今年度は、秋の不動産登記法再改正につき土地家屋調査士業務の拡大に伴い、制度向上と制度発展のため、微力ではありますが邁進していこうと考えております。

私は、今年度副会長として広報部及び連合会担当と渉外的な役割が重視されており、今までにない外向きの役員として様々な取り組みに挑戦したいと考えております。また、近畿ブロック協議会より推薦を受け松岡連合会長のもと、研修担当理事という重要な役割を承る好機を頂き、新しい観点・異なった次元から発想できる研修体制を構築していきたいと考えております。

京都ではADR相談問題センターの立ち上げと新会館の建設に重点をおいて1年間取り組んでいかなければなりません。京都全員の総意を持って境界紛争にお困りの府民のため、少しでも紛争解決に寄与できる環境作りに取り組んでいきたいと強く望んでおります。

最後に家庭裁判所、簡易裁判所、地裁鑑定業務、弁護士会仲裁センター、市民相談、小学校、中学校、高校、大学、専門学校その他官公庁等、土地家屋調査士の専門性を強く必要とされる場所へ私たちの提案を持ってお話にいきたいと考えております。

会員皆様のご協力がなければできません。今後とも宜しくお願いを致します。



各部長挨拶

総務部

17年度の事業について ～専門職としての社会貢献～

総務部長 大西 淳



去る5月27日に開催されました第57回総会には多数のご出席を頂き、ありがとうございました。役員改選の年であり、安井会長の3期目が信任されました。その後の役員選考会において役員が選任され、各部、各委員会の人員も確定いたしました。引き続き総務部長をさせて頂くこととなりましたが、この2年間、ただバタバタと過ごし、会務執行のお役にたてたかは私自身疑問に思っております。これからの2年間はこれまでと同様、もしくはそれ以上に激動する期間であると思います。力不足ではありますが、皆様のご協力を得て邁進してまいりたいと思っておりますのでよろしく御願いたします。

昨年度より取組んでまいりました区域変更による支部の再編がこの7月1日より稼働いたしました。上京支部、左京支部を統合した後は「みやこ北支部」に、中京支部、洛東支部、下京支部（本局館内）を統合した後は「みやこ南支部」という名称と決定いたしました。支部の数も13支部から10支部となりました。この再編により各支部がより活発に活動されることを期待し、本会からも出来る限り提案をさせて頂き連絡調整に務めたいと思います。

さて、3期目の安井会長率いる我が会の最重要課題はADRへの取組みです。この最重要課題に各部がどのように関わり、現実のものとしていくかがこの2年間の使命だと思えます。

ところでADRって何かご存知ですか。ADRはAlternative Dispute Resolutionの頭文字をとったものですが、裁判外紛争解決手続のことです。裁判外紛争解決手続とは仲裁、調停、あっせんなどの、裁判によらない紛争解決方法を広く指すものです。裁判外紛争解決には裁判所における民事調停や家事調停や行政機関が行なうもののほか民間によるものがあります。ところが、民間による裁判外紛争解決手続は国民への定着も遅れ、十分に機能していない現実があるようです。このようなことから裁判外紛争解決手続の機能を充実させ、広く国民に利用してもらえるようにする必要があり、国会において「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」（ADR法）を成立させ、平成16年12月1日に公布されました。

我々土地家屋調査士との関わりでは境界紛争があります。ご承知のとおり、境界紛争は裁判になると長期になり、金銭的にも負担が大きく、隣同士であることから人間関係を複雑にしていくという悲劇があります。既に、大阪、愛知を初め7つ単位会が境界問題解決センター等（名称は統一されていない）として立上げ国民の期待に応えております。

我が京都会においてもこの仮称「きょうと境界問題解決センター」を立ち上げていこうというのが最重要課題となったのです。もちろん多くの課題が待ち構えております。物事を立上げるには人、物、金と言われますがこのセンター立上げにもあてはまります。

今のままの状態で全会員にその対応が出来るのか、受け皿となる場所（部屋）はあるのか、費用はどのようにするのか。それこそ解決していかねばならないことが多くあります。

幸いにも他の同じような規模の単位会でも立上げがなされていますので、参考にすることが出来ます。そして、会員の皆様のお知恵を頂き、よりよきものを立上げられればと考えております。更に、今年度は筆界特定制度が導入されることとなり、法規集、諸規則の整備もしていかねばならないと思いま

す。筆界特定制度についての報道文では「改正法では、全国計50か所の法務局、地方法務局の登記官から「筆界特定登記官」を指定し、地域の土地家屋調査士や弁護士などの専門家から「筆界調査委員」を任命する。調査委員は、土地所有者らから出された筆界特定申請に基づき、測量や事実関係の調査を行い、特定登記官に意見を提出。特定登記官がこれらの意見などを総合的に判断して筆界を特定する。登記官が特定した筆界に不服があるときは、当事者間で筆界特定の民事裁判を起こすことができ、この場合には登記官の特定した筆界は失効する。」とありました。

前記のADRは私たち自身が積極的に立上げ、運営していかなければならないのに対し、この筆界特定制度は調査士法第3条に追加され、調査士の当然の業務として取り組んでいかなければなりません。この新しい取組みに違いはあっても、私たち土地家屋調査士が専門家として社会に貢献していくという大きな役割を担っていくことになることは確実です。

これらの最重要課題は会館建設、倫理、個人情報保護等、一つの部で対応していけるのではなく、業務、研修を中心に全ての部が関わることとなります。総務部では日常の会務処理、会員への連絡、渉外関係、会合の開催と合わせ、これらの最重要課題への取組みを他の部と共に有機的に行っていきたいと思います。

最後に、この2年間総務部として活動していくメンバーをお知らせいたします。副部長に園部支部の上口武志、理事に西山支部の山藤長継、部員に西山支部の出野洋司、伏見支部の澤 益男です。この他に協力員という形で各支部の皆さんにお力をお借りすることとなると思いますのでよろしく御願います。

財務部

財務部長 池谷 一郎



この度、財務部長を拝命致しました池谷一郎でございます。

初めての大役を仰せつかりまして重責を感じているわけですが、二年間微力ながら会務に一生懸命努めて参りたいと思いますので、何卒宜しくお願い申し上げます。

これからの二年間は、安井会長の事業計画大綱にもありますように、**実行**の二年間です。不動産登記法の改正等、私たちを取り巻く環境はすさまじいスピードで変化していく中で、実行に向けた対応がスムーズに行われるよう、財務部としてバックアップしていく所存です。

また、厚生事業につきましてはこの二年間財務部が担当させていただくわけですが、会員の親睦をさらに深め会員一人一人の思いをひとつにして、さらなる会の発展の一助となるよう展開してゆきます。

どうか二年間、会員の皆様のご指導ご助力をお願い申し上げます。

業務部

業務部長 西尾 光人



この度、業務部長に就任しました。西尾光人でございます。業務について会員皆様との繋ぎの役目として、未熟ながらこの二年間、精一杯努めて参りたいと思っております。しかしながら、先般、前任者との引継ぎを終えるにあたり、任務の多大さと責務の重大さに驚きと不安を切実に感じているのが正直な心境です。

今年三月の不動産登記法大改正に始まった時代の節目の中、今我々の業務の内容も大きく様変わりし、進歩しております。

ADR・地図整備・オンライン申請等この時代にマッチした事象を問題点ごとに精査し、もっとも適切な方法で問題解決に向け、推進し、実行して参りたいと思っております。

また、土地家屋調査士業務に限らず、情勢は、常に変化していることを認識し、ともすれば固定観念に捉われ固執してしまう傾向を打破し、あらゆる角度から検証を加えどのように対応するかが重要且つ必要であることと考えるとともに、創成期に現在の制度を確立された先輩方々の足跡を再確認する節目であろうと思っております。

この二年間は、業務執行をする立場上、内心の意に反したことを言わなければならないことがありますがこの点につきましては皆様方には誤解のないようお願いするとともに、任務を全とうするについてどうかご指導・ご鞭撻のほどよろしく申し上げます。

研修部

研修部長 木下 二郎



この度、引き続き研修部長を拝命しました中丹支部の木下二郎です。京都会研修部は発足して今年で3年目を迎えます。

初年度は、合理的な研修計画の立案のため他会主催の研修会等に出席し、研修体系を検討しました。2年目は、法学研修、測量研修等基礎的な内容の研修会を開催しました。

3年目である今年度及び次年度は、さらに飛躍した内容の研修を企画しなければならないと考えます。

今まさに筆界特定制度、ADR等我々調査士に求められる能力が問われています。

今年度の安井会長の事業計画大綱で最重要課題とされた「研修」は、定時総会で限りある予算の中で要求どおりの研修費予算を頂くことが出来ました。“この予算を有効に使いたい”、“実りのある研修を企画したい”会員の皆様と共に、より良い研修を考えて生きたいと考えています。

今年度の研修会の開催は昨年度よりさらに増えます。又、京都会主催の研修以外にADRに対応するための研修も予定されています。いわゆる能力担保措置を要する研修です。研修会開催が増えるため、昨年開催していたビデオ研修会を開催する余裕がありません。ビデオには集録する予定ですが、支部への貸出し、会員個人への貸出し、調査士会ホームページへの掲載等ビデオ研修会に代わる研修方法を検討したいと考えています。研修に関するご意見を下さい。一緒に実りある研修を企画し、実践しましょう。2年間よろしく申し上げます。

広報部

広報部長 藤村 勉



広報部の部長に就任しました藤村です。総務担当理事から広報部配置、部長という大役を任命され当初はとまどっておりましたが盛田副部長はじめ広報部員たちのおかげで何とか1期2年の任期をのりきれたと安堵しておりました。本年総会で安井会長が信任され3期目続投となり、会長より不肖私が引続き理事となり会務の執行役員の一員として任命され、広報部長としてその任に着くこととなりました。

土地家屋調査士の制度が大きく変わろうとするこの時期に我々の判断・行動がどれほど重要なものを痛感しそれぞれの担当任務についたことは各部長の挨拶からくんでいただけることと思います。足踏みをしていたらこの法改正を業務にいかせられない。間もなく施行される改正法に対応すべく執行部は全力で取り組んでまいります。

今期の広報部は計画事業の速やかに執行できるよう前期人事をほぼそのままに対応します。会員へは社会情勢の変化に対応した情報の伝達、国民にむけては、社会に貢献できる土地家屋調査士、を広報します。

『不動産の法律と技術のスペシャリスト 土地家屋調査士』がキャッチフレーズです。至らぬところがあるとおもいますが皆様のご理解、ご協力をお願いし就任のご挨拶とさせていただきます。

研究部

研究部長 平塚 泉



はじめまして、この度、研究部長に就任しました。みやこ南支部の平塚泉です。私は研究部で担当理事として2年間お世話になり、部の再編で出来た新しい部で仕事の内容もわからないまま2年がすぎました。その際、前部長、副部長、部員の方々には大変お世話になりました。この場を借りてお礼申し上げます。

4年前に初めて部長職を引き受けたときは各方面での会合の出席や研修会、懇親会と忙殺される毎日に今更ながら大変な役を引き受けてしまったと思ったものです。今回もまた、同じ思いをしないように、優柔不断な性格を少々改めたいと思っております。

現在はスローフードとファーストフード（少々意味は異なりますが）が必要な時代、何処かでしっかり先を見つめなおす時間が取れるか自分で考えてみました、そこで、最近知った閑静な禅寺で携帯もメールも離し、1時間でも30分でも無になる時間が必要であると結論付けました。（無理やり？）

昨年度は2.5 - 2PTの関係で多くの会員の方々にお世話になりました。そのときの担当者として、私は若い会員の方々に多くの協力を得られたことが、京都土地家屋調査士会が今後もしっかりとした道を歩むことが出来る財産だと確信しました。今後とも大きな事業が目白押しです。積極的に会務に参加、協力していただきますようお願いいたします。

総合役員会報告

平成17年7月1日午後2時30分京都タワーホテルにて、総合役員会が開催されました。

安井会長3期目の船出となる初めての役員会、少し緊張気味に安井会長以下新役員の紹介から始まり、委員会及び部会にわかれ分科会が行われました。

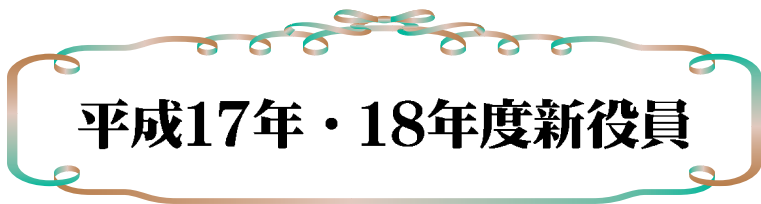
各委員会の委員長及び副委員長が互選により選任された後、委員会及び部会が開催され一期2年の活動方針が話し合われました。

再度一同に会し、部会報告及び委員会報告が各部長及び委員長から報告されました。

総合役員会終了後に懇親会が開催され、お酒も少し入り和やかに懇談し、新役員一同決意も新たに京都土地家屋調査士会の発展のため、全力で会務に当たる決意を胸に閉幕しました。

新役員の先生方2年間よろしく申し上げます。また、会員の先生方も、京都土地家屋調査士会がますます発展しますようご協力をよろしく申し上げます。





平成17年・18年度新役員

(登録番号順・敬称略)

会 長	安 井 和 男
副 会 長 (総務部・財務部)	田 中 牟
副 会 長 (業務部)	麻 島 克 司
副 会 長 (研修部・研究部)	信 吉 秀 起
副 会 長 (広報部)	山 田 一 博
常任理事 (総務部長)	大 西 淳
常任理事 (財務部長)	池 谷 一 郎
常任理事 (業務部長)	西 尾 光 人
常任理事 (研修部長)	木 下 二 郎
常任理事 (広報部長)	藤 村 勉
常任理事 (研究部長)	平 塚 泉

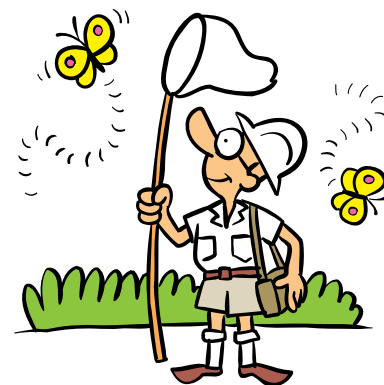
理 事	盛田吉人	石浦 紀	橋爪美國	新 邦夫	溝尻和弘
	上口武志	田中敏博	奥田 博	山下耕一	吉田昌治
	室井雷三	山藤長継	宮坂雅人	吉岡宗典	亀井伸郎
	小林明石				
監 事	清水明生	山内康之	田 聡		
名誉会長	羽田嘉隆	山下源太郎	浅田詔夫		
綱紀委員会	委員 長	松尾康夫			
	副委員長	木村正和			
	委 員	中尾 護	池谷敬一	古和田光久	森初三郎
	予備委員	乾倬一郎			
会長代行 (順位は記載通り)	片山正道	片山正道	大江友基		
	田中 牟	麻島克司	信吉秀起	山田一博	
副会長代行 (順位は記載通り)	大西 淳	池谷一郎			
連合会総会代議員	信吉秀起				
連合会総会代議員代行	麻島克司	田中 牟	大西 淳		
会員表彰選考委員会					
	会 長	安井和男			
	副 会 長	田中 牟	麻島克司	信吉秀起	山田一博
	常任理事	大西 淳	池谷一郎	西尾光人	木下二郎
		藤村 勉	平塚 泉		
	綱紀委員長	松尾康夫			

注意勧告理事	安井和男 大西 淳	田中 牟 西尾光人	麻島克司	信吉秀起	山田一博
紛議調停委員会	委員長 副委員長 委員	美濃 勉 木村義夫 盛田吉人 戸田和章	上茶谷英治	山崎春男	橋爪美國
業務指導委員会	委員長 副委員長 委員	戸田和章 上茶谷英治 木村義夫	橋爪美國 美濃 勉	盛田吉人	山崎春男
会館建設実行委員会	委員長 副委員長 委員	森井雅春 上口武志 麻島克司	大西 淳	上田 雅	山田一博
ホームページ運営委員会	委員長 委員	宮坂雅人 木村正和	奥田 博	谷口 治	藤村 勉
支部長会議・表紙制度実行委員会	支部長会議長・表紙制度実行委員長（城南支部長） 森井雅春				
	支部長会副議長・表紙制度実行副委員長（園部支部長） 木村實雄				
	みやこ北支部長	阪本樹芳	みやこ南支部長	金安有実	
	嵯峨支部長	東田秀一	伏見支部長	高山智之	
	西山支部長	上田 雅	丹後支部長	豊嶋 肇	
	舞鶴支部長	塩崎幸生	中丹支部長	横山英世	
調査士会事故処理委員会	委員長 副委員長 委員	橋爪美國 山藤長継 美濃 勉	戸田和章		
土地境界鑑定委員会	委員長 副委員長 委員	西尾光人 平井泰善 平塚 泉 西田盛之	戸田和章	山口眞平	梶谷 誠
地域慣習調査委員会	委員長 副委員長 委員	平塚 泉 若林 智 前川豊治 梶谷 誠	上田章雄 片山文昭	富田正典 喜多見長兵衛	奥田 博 木崎英雄
選挙管理委員会	委員長 副委員長 委員 山藤長継	前川豊治 宮坂雅人 横山英世 西田盛之	渡邊智之	上田章雄	竹上 均

業務分掌

総務部	副会長	田中 牟			
	部長	大西 淳			
	副部長	上口武志			
	理事	山藤長継			
財務部	部員	出野洋司	澤 益男		
	副会長	田中 牟			
	部長	池谷一郎			
	副部長	新 邦夫			
業務部	理事	橋爪美園			
	部員	竹上 均	岩垣安美	俣野恭広	
	副会長	麻島克司			
	部長	西尾光人			
研修部	副部長	室井雷三			
	理事	亀井伸郎	小林明石		
	部員	戸田和章	山口眞平	梶谷 誠	西田盛之
		平井泰善			
広報部	副会長	信吉秀起			
	部長	木下二郎			
	副部長	石浦 紀			
	理事	吉田昌治	宮坂雅人	吉岡宗典	
研究部	部員	谷口 治	前野新治	片山文昭	鈴木友和
	副会長	山田一博			
	部長	藤村 勉			
	副部長	盛田吉人			
支部役員	理事	溝尻和弘			
	部員	粟井紀光	岩鼻良久	末永貴裕	
	副会長	信吉秀起			
	部長	平塚 泉			
みやこ北支部	副部長	山下耕一			
	理事	田中敏博	奥田 博		
	部員	前川豊治	喜多見長兵衛	田中淳子	木崎英雄
みやこ南支部	支部長	阪本樹芳			
	副支部長	若林 智	竹中一男		
	会計	木村正和			
	監事	寺田良三	小林一郎		
嵯峨支部	支部長	金安有実			
	副支部長	津崎 廣	喜多見長兵衛		
	会計	粟井紀光			
	監事	上田厚史			
嵯峨支部	研修担当員	長野哲治			
	支部長	東田秀一			
	副支部長	井上豊治	西澤 茂		

	会 計	山内健治	
	監 事	山内利隆	
伏見支部	支部長	高山智之	
	副支部長	宮橋重雄	田中敏博
	会 計	宮橋重雄	
西山支部	監 事	金沢権禄	
	支部長	上田 雅	
	副支部長	出野洋司	
	会 計	出野洋司	
城南支部	監 事	大橋一隆	
	支部長	森井雅春	
	副支部長	中村良三	
	会 計	錦見博子	
	監 事	河原正治	加川信義
園部支部	幹 事	前川豊治	
	支部長	木村實雄	
	副支部長	片山文昭	
	会 計	片山文昭	
丹後支部	監 事	渡邊正平	
	支部長	豊嶋 肇	
	副支部長	田中重吉	
	会 計	田中重吉	
舞鶴支部	監 事	小牧卓雄	
	支部長	塩崎幸生	
	副支部長	池田雄治	
	会 計	池田雄治	
中丹支部	監 事	國松正義	
	支部長	横山英世	
	副支部長	田 聡	
	会 計	下山良雄	
	監 事	山口雅之	衣川元七



業務研修会

広報部 平井 泰善

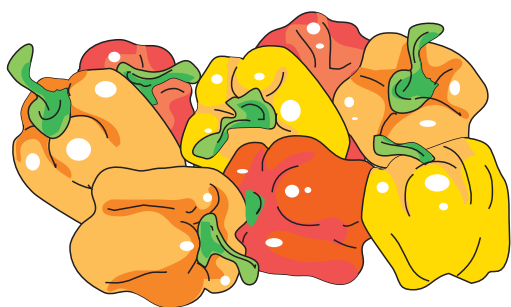
本会が主催する平成16年度の業務研修会が、2月28日(月)池坊学園「こころホール」で開催されました。

本研修は『不動産登記法改正』にともない、日調連制度対策委員でもある神奈川会の武笠幹先生を講師にお招きして行われました。

講演では、今回の改正は明治32年に制定されて百余年の現行不動産登記法の“全部”を改正するものであるとの説明があり、新設されるオンライン申請手続きの導入による出頭主義の廃止、登記済証の代わりに導入された登記識別情報の制度、保証書制度の廃止に伴う事前通知手続きによる本人確認制度など、今まで慣れ親しんだ制度および手続きとの違いについて解説がなされました。

また今後の展開として、さいたま地方法務局上尾出張所がオンライン申請指定庁第1号として決まっているが、17年度中には、全国で100庁が指定される予定であり、京都でもオンライン申請庁が1つか2つはできるのではないかと話されました。

なお、今回の研修テーマが、改正不動産登記法・政省令についての講演であったこともあり、当日会場はほぼ満席状態でした。その内容も今後の業務に直結し、知らなかったでは済まされないことだけに、約3時間の講義を聞き逃すまいと皆真剣に耳を傾けていました。



業務研修会

平成17年4月14日 学校法人池坊学園「こころホール」にて。



開会に先立ち安井会長より、例年、新年度の研修会開催は総会終了後に企画実施しているが、日々変わる我々を取り巻く環境に素早く対応するため4月に本研修会を実施した。

本年度には不動産登記法では「筆界特定制度」、土地家屋調査士法の第3条に定める業務に、筆界特定の手続について代理することができること、及び所定の研修の課程を修了し、かつ、法務大臣の認定を受けた土地家屋調査士は、筆界が明らかでないことを原因とする民事紛争に係る民間紛争解決手続であって法務大臣が指定する団体が行うものについて、弁護士との共同受任を条件として、代理することができる

ことが加えられる事になる。『今できることはすぐに行う』の姿勢で本年度一年間研修に力を入れて行きたい、と挨拶があった。

研修に入りまず、財務省所管国有財産の境界確定について、京都財務事務所の田中様による講義が行われた。地方分権推進計画に基づく、いわゆる地方分権一括法が平成12年4月1日に施行され、国有財産特別措置法の一部が改正されたことにより、法定外公共物のうち、現に機能を有しているものについて、国から市町村に譲与する根拠規定が設けられ本年3月31日までに各市町村へ譲与された。また、機能を喪失した法定外公共物については、譲与完了を待って各財務局等へ引き継がれ、以降、境界確定などの管理事務は財務事務所において行うことになる。京都府内で譲与された法定外公共物は、公図の枚数にして82000枚。市内では全体の7割、府下平均では85%が譲与され、残り15%が財務省所管となっている。



今後確定申請に際してのポイントとして、

1. 所管の確認

財産が市町村所管か財務省所管であるかを確認し、各市町村の証明書が必要。

機能のある財産が譲与されずに用途を廃したため地元で迷惑のならないようにするため

譲与に漏れた財産の確認

認証廃止された財産

付け替えが終わっても譲与手続き処理がされていないもの。

を確認のため。

なお、様式は「平成17年3月29日京調発第510号」文書にあり。

2. 過去の明示確定済の証明書（奥書証明）

明示図面も機能の有無によりそれぞれに引き継ぐことがよいのであるが、図面を分ける事が困難であり、各市町村が資料を引き継ぐ。但し、財務省所管の財産について、奥書は不能であるので、市町村長が図面の保管者である旨を記載する。この記載で筆界証明についても「可」とすることを法務局と打ち合わせ済み。

3. その他申請について

「平成17年3月29日京調発第510号」文書により発信済みでありこれにより確認する。申請者適格者の明示、協議不調の場合の申請書の返戻等注意するよう説明があった。

3. 業務の委託

境界確定業務（立会、日程調整等）は大阪の大物不動産に委託する。

ひと通りの説明を終え質疑に。

質問1 隣接所有者の自署、実印押印は、相続が開始している場合は相続人全員必要か。

回答 相続人全員の証明押印が原則

質問2 すでに京都府で確定した財産の売り払いの同意は実印か。

回答 境界確定と平行して行うので実印による同意を必要とする。印鑑証明書は確定同意用を併用する。

既確定の場合は売り払い用に実印による同意と印鑑証明書の添付が必要となる。

質問3 申請中に所有者が変更となった場合

回答 原則は再度申請書を提出していただくこととなる。境界立会い済みの場合も想定されるので事例により担当者と相談願いたい。

第2 改正不動産登記法について

京都地方法務局総括表示登記専門官兎本様より3月に施行された不動産登記法について講義いただきました。

この改正は不動産登記法の全部を改正したもので、電子政府の実現という政府の施策から、登記簿、地図を電子化しオンライン申請（電子情報処理組織を使用する方法による申請）にて手続きできるよう改正された。

今回は主に土地家屋調査士業務について講義され、登記規則に表示登記に関する重要な事項記載されているとし以下の条文について説明された。

・不動産登記規則第16条【地図の訂正】。

訂正申出人を明確にし、申出 процедуруを規定。同条13項では申出の却下事由も規定されている。

・不動産登記規則第77条【地積測量図の内容】

地積測量図には、次に掲げる事項を記録しなければならない。

七 基本三角点等に基づく測量の成果による筆界点の座標値

・不動産登記事務取扱手続準則72条【分筆の登記の申請】

2 分筆の登記を申請・・・特別な事情があるときに限り、分筆後の土地のうち1筆の土地について規則第77条第1項第5号から・・・便宜省略して差し支えない。

とされ、旧準則123条ただし書きの規定はなくなった。

また、地図について、京都地方法務局管内の本局、伏見・京田辺・嵯峨出張所においては地図管理システムを導入している。いずれ『地図情報システム』へ移行していく。来年度には全国で実施予定である。今後は地図の閲覧がなくなり、紙に印刷された写しを交付する事になる。とのことであった。

午後5時、以上をもって予定の研修を終えた。



第62回日調連総会開催される

安井 和男

6月24日、25日の2日間に亘り、日調連総会が東京・新宿・京王プラザホテルで開催された。京都会からは会長安井と代議員山田副会長が出席。

今度の総会の焦点は、なんとと言っても西本孔昭会長2期4年間の会長職を終えられての会長選挙だった。西本路線の継承を唱える松岡直武（大阪会）氏と椎橋浩氏（神奈川会）の一騎打ちであって、前日の23日夜遅くまで運動が繰り広げられた。

6月24日午後12時40分、司会者より開会宣言、黙祷の後、会長挨拶、来賓挨拶を経て法務大臣表彰の授与式が執り行われた。

今回の大臣表彰者は25名、京都会の元副会長寺田良三 会員（上京支部）もその中の一人として、この栄誉に浴されました。

毎年、全国で25名位しか授与されない中での法務大臣表彰は、永年に亘る調査士業務の実績と、役員として制度発展の為に寄与された功績が極めて大きかった事によるもので、心よりお慶びを申し上げます。



表彰を受ける寺田良三 会員

さて、議案審議の時間が刻々と近づいて来た。

午後2時00分、司会者（工藤理事）が只今から会議に入らせて頂きますと告げ、・・・

議長団の選出についてお諮り致します。・・・『司会者一任』の声が掛かり・・・僭越ながら司会者



のより指名をさせていただきます。・・・近畿ブロック協議会から『京都会の安井会長』、九州ブロックから『福岡会の中村会長』・・・事前に聞いていたもののついに来たか、大きなプレッシャーを受けながら登壇、挨拶の後、本日のメイン議長を私京都会の安井が、明日は福岡会の中村会長が努めさせて頂くことを申し上げ、議事進行に入った。

会務報告、承認、第1号議案役員改選の件上程、選挙事務の間一時中断、第2号議案決算報告承認の件上程、監査報告、承認、第3号議案事業計画案審議の件上程、選挙結果が出たとの事で第3号議案を一時中断し、1号議案を再上程し審議を再開した。

選挙管理委員長から選挙結果の書面が議長に手渡された。あ、『勝った』と内心安堵したのか、ニコツともしなかったのに、後で聞いたら、安井さんの顔を見た瞬間解ったと言う人がありまして、人間の思いは顔に出るものなのだなと感じさせられました。

松岡直武侯補100票、椎橋浩候補90票、無効票0、大阪の松岡直武さんが辛くも逃げ切り、見事、連合会会長の座を射止められました。

副会長選挙の結果、理事承認の結果は別表の通りです。

京都会からは浅田詔夫前理事の後、近プロ2人枠の中、連続して若き『京都の彗星』山田一博副会長が選任されました事は、大変喜ばしい事であり、京都会会員全員で期待と祝福を申し上げたいと思います。松岡会長を人当たりの良さと、ひらめきと、若き能力をもって全力で支えて頂きたく、今後の活躍を祈る次第で有ります。

役員改選以外の主な総会決定事項は次の通りでした。

認証局設置に伴う連合会会則の変更

電子証明書（ICカード）の会員全員配布

オンライン申請の環境整備も間近、IT国家戦略に乗り遅れる事なく、京都会全員がオンライン申請に取り組めるよう期待するもので有ります。

日調連役員業務分掌等一覧表

平成17年7月6日

役職	氏名	所属会	役職	氏名	所属会
会長	松岡直武	大阪	理事 (財務部)	小保方廣幸	群馬
副会長 (総括 広報)	亀山一宏	宮城	理事 (業務部次長)	國吉正和	東京
副会長 (研修 研究所 制度対策)	下川健策	福岡	理事 (業務部次長)	藤木政和	滋賀
副会長 (総務 渉外 政治連盟)	横山一夫	神奈川	理事 (業務部)	小林繁雄	栃木
副会長 (財務 業務 全公連)	石橋利直	千葉	理事 (業務部)	宮下照也	長野
専務理事	牧野巖		理事 (業務部)	馬場幸二	鹿児島
常任理事総務部長	伊藤直樹	愛知	理事 (研修部次長)	岡田潤一郎	愛媛
常任理事財務部長	瀬口潤二	山口	理事 (研修部)	山田一博	京都
常任理事業務部長	柳平幸男	岩手	理事 (研修部)	大場英彦	札幌
常任理事研修部長	野地良宏	福島	理事 (広報部次長)	安川義巳	旭川
常任理事広報部長	大星正嗣	石川	理事 (広報部)	川本達夫	高知
常任理事特命担当	待野貞雄	東京	監事	小栗敏昭	栃木
理事 (総務部次長)	関根一三	埼玉	監事	志野忠司	奈良
理事 (総務部)	木村保成	静岡	監事	杉山勇	長崎
理事 (総務部)	高山吉正	岡山	予備監事	工藤城士	岩手
理事 (財務部次長)	高木昭次	熊本			

第49回

土地家屋調査士会近畿ブロック定例協議会



標記協議会が平成17年7月15日午後1時10分から大阪森ノ宮のKKRホテル大阪にて開催された。本年は大阪会が当番会で、手配してもらった会場は窓いっぱい大阪城を臨んだすばらしい景観でした。協議会の次第は別掲のとおり。

まず、式典での表彰式では京都会から管区法務局長表彰西尾常男会員、上茶谷英治会員が受賞され近畿ブロック協議会会長表彰には足立隆会員、谷口康夫会員、上総努会員。協議会会長感謝状は乾卓一郎会員と寺田良三会員が受贈された。おめでとうございます。

・式典

- 1. 物故者に黙祷
- 1. 開会の辞
- 1. 近畿ブロック協議会会長挨拶
- 1. 来賓紹介
- 1. 表彰式
 - 管区法務局長表彰
 - 近畿ブロック協議会会長表彰
 - 〃 感謝状
- 1. 来賓祝辞
- 1. 祝電披露

休 憩

- 1. 連合会報告
- 1. 全調政連報告

・議事

- 1. 議長・副議長選出
- 1. 議事録署名人選出
- 1. 議事
 - (1) 平成16年度 会務報告の件
阪神・淡路まちづくり支援機構活動報告
 - (2) 平成16年度 収支決算報告
及び監査報告の件
 - (3) 平成17年度 活動計画(案)の件
 - (4) 平成17年度 予算(案)の件
 - (5) 会則一部変更承認の件
 - (6) 役員改選の件
 - (7) 次期開催地について
- 1. 桐栄サービスの扱う保険について
- 1. 平成17年度厚生部会の活動について
- 1. 閉会の辞

・懇親会



《感謝状を受け取る寺田会員》

連合会から先の日調連総会で会長に選任された松岡直武会長が来られ、地図の整備促進事業を推進するというので全国の地図混乱地域760地域、820平方キロメートルを30ヶ年計画で整備。第1次には市街地、準市街地410地域440平方キロメートルを整備し第2次、第3次の10ヶ年計画で整備したいとする計画を述べられた。また連合会としては、筆界特定、ADR、地図作製と公共性のつよい、公益性のある事業についてのセクションを設ける。研究室を廃し研究所をつくる。(所長には前連合会長西本氏をとの構想があるとのこと)。研修・研究を車の両輪として連合会会務を執行していく。不動産登記制度をきっちりと確立していく。と述べ会長としての決意表明をもって報告とされた。

休憩をはさみ議事へ。



別掲次第のとおり進行し16年度事業報告の承認、17年度の事業・予算計画(案)も可決。役員改選では17年度ブロック会長に大阪会市原一薫氏が選任された。

平成17年度厚生部会活動はゴルフ担当奈良会とソフトボール大会担当の和歌山会から事業の日程の報告をされた。

午後5時すぎすべての次第を終えた。その後会場を移し懇親会へ。各会の新しい役員の顔合わせもあり、担当部部长でテーブルを囲み未来への土地家屋調査士像などを語り懇親を深めた。なお懇親会には

元阪神タイガース選手の亀山勤氏が懇親会を盛り上げに来場され当会田中牟副会長と今年の阪神タイガースについて両者熱く語っておられました。



公開シンポジウム

ADR(裁判外紛争解決手続)の拡充と活性化に向けて

2005年7月13日 大阪証券会館ホールで社団法人商事法務研究会主催のADRの公開シンポジウムが行われた。弁護士、司法書士、社会保険労務士、土地家屋調査士等・・・が出席し、200名限定の会場はほぼ満席であった。

平成13年6月12日に司法制度改革審議会で「ADRが、国民にとって裁判と並ぶ魅力的な選択肢となるよう、その拡充、活性化を図っていくべきである。」との意見が内閣に提出され、この後司法制度推進計画にADRの拡充・活性化を盛り込み、ADR検討会等を経て平成16年12月1日、「裁判外紛争解決の利用と促進に関する法律」が公布された。

プログラムは午後1時30分から約1時間、法務省大臣官房司法法制部付検事内堀宏達氏のこの法律の概要について講義。その後今回のシンポジウムのテーマである「ADRの拡充と活性化に向けて」のパネルディスカッションが行われ、



パネラーには、弁護士、元裁判官、司法書士、大学教授などが参加。土地家屋調査士は大阪会の西田寛氏が参加した。

裁判外紛争解決手続としては、裁判所の民事調停や家事調停などはよく知られており、多く利用されている。しかし、民間の団体による仲介や調停の手続もがあるのだが存在や意義についての識、理解が不十分。またその情報の不足と制度上の制約（弁護士法の制約や時効中断効がないこと）などにより利用があまりされてこなかった。本法では裁判外紛争解決手続の基本理念を示し国民の理解を増進させ、手続きの選択の目安を与え、専門家が活用できる体制の充実をはかり、時効によって権利を失うなどの不利益を心配することなく裁判外紛争解決手続が出るよう制定された。

ただし、民間の団体の行う和解の仲介業務はその業務の適正さを確保するため一定の要件に適合していることを法務大臣が認定し、その事業者の和解の仲介につき時効の中断効などの効果が与えられる事になる。土地家屋調査士法は改正により第3条の業務にこの紛争解決の代理業務が新設される。業務を行うには、団体として先に述べた法務大臣の認定をうけ、業務ができる土地家屋調査士は、指定の研修を終え、法務大臣に認定された土地家屋調査士と限定している。

しかし、紛争は未然に防止されることが望ましい。もし土地の筆界に関しての紛争が起こったなら、私たち土地家屋調査士が関与し紛争を迅速に解決する。この制度の制定により社会への貢献はおおきいものとなる。我々は法律、慣習に精通し、十分な資料・知識・技術により、まず紛争の予防を・・・この業務は今までと変わりはない。

25 - 2に伴う16年度調査を終えて

25 - 2 PT委員長 平塚 泉

京都土地家屋調査士会に連合会から25条2項に伴う各单位会における調査依頼が昨々年末にありました。研究部での対応ということで京都会ではPT委員会を立ち上げ調査することになりました。

連合会からの要請もさることながら、京都会としては2つの柱をたて調査することにしました。

一つは会員に直接役に立つ筆界情報はなにかを課題に筆界特定制度も視野に入れながらする調査。

もう一つの柱は支部の研修資料としてなるべく多くの会員がこの調査に携わるように協力会員を広く募り、会への参加意識高揚、また土地家屋調査士の職責を再認識できるように調査することです。

研究部会における調査方法の協議、実際のサンプリング調査、本格稼働の為の調査方法説明会、調査地への人員配置、CP配置及び各地調査先への依頼等々でとにかく延べ人数400名弱近くなる調査でした。

サンプリング調査にあっては比較的協力的な市町村であったため各人がネームプレートを着用し、礼儀正しく調査させていただくことで、各課においては事前に資料を集めておいてもらったり、調査用の部屋を準備していただく等の配慮がうけられました。

法務局の共同研究という依頼要請の中で法務局の各支局、出張所への配慮でとても助かりました。

各調査会員は日頃見ることのない、書庫での調査で申告書や1筆限図、全村図や山林全図等の筆界情報について目を凝らしていました。調査担当者在住近くの地域の資料が出るとより詳しく説明もされる会員もおられました。また、市町村の各担当窓口者よりより詳しく資料の存在場所を教えていただく会員もおられました。

まさしく土地家屋調査士は地域性のある職種でこの強みは生かさなくてはと思いました。いま各支部での土地境界基本実務叢書の輪読会を終えた頃と思います。その内容は読むだけでなく調査参加された方は現実に実感できたと思います。

今後、この資料の分析及び2次調査（資料館や京都府施設、国等の施設）を控えています、益々の会員の参加とご協力宜しく願いいたします。



在宅研究成果

園部支部 片山 文昭

旧 地 図 の 畦 畔 に つ い て

会員の皆様ご承知のように平成16年9月より京都におきましても調査士法25条2項による（地域慣習の調査）が始まりましたが、私も調査のメンバーであるPT委員として参加することとなり各町役場と法務局の地図を調査の一環として閲覧することができました。特に私自身は昨年研究課題としておりました「二線引畦畔」を注目して見ることでよい機会であったと思っております。

私の調査を受けもった地区は、所属しております支部の管内である八木町・日吉町・園部町の各町役場と園部法務局でありました。本局にも調査の研修といった形で参加しました。何分にも本来の調査目的もあり又他のメンバーさんとの共同作業のうえ時間的な制約もあって十分に見ることはできませんでしたが、私が今まで経験した以上に多くの地図を閲覧することができました。


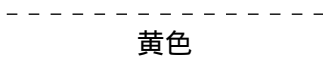
今回は「畦畔」として大きな範囲で注目することにしその報告といった形でまとめてみました。

各町役場の地図

各町ともに税務課の保管による地図でありました。

八 木 町

凡例が図示された地図が少なく調査した34大字のうち7字でしたがその内の神吉地区の畦畔の凡例を紹介します。明治33年に調整したものを後で作製し直しているようではありますが

	茶	堤塘及び共有地（黒線の中に茶色の着色）
	黄色	畦畔及び岸却（黒線なし黄色の着色のみ）

地図の中にも凡例の黄色の縁に黒線なしの畦畔の図示がしてあり、畦畔が境界になっている所は境界線上に黄色にて着色してありました。他の地区の地図を見ても凡例はないが同様の表現がしてある地区が多く見られました。

二線引畦畔としては室橋・船枝地区において見られます。同地区の二線引畦畔の図示がある地図は反別の表示があり他の地区で多く見られた黄色の黒縁なしで畦畔が図示してある地区との作製年代が違ふと思われ、反別表示の地図は一筆を合わせた「字限図」の「改祖図」で他の地区のものは地押調査による「更正図」ではないでしょうか。

二線引畦畔の図示のある地区とそうでない地区の原因が少し見えた気がしました。

もちろん二線引も黄色の畦畔も図示してない地区もありました。

日吉町

税務課保管の地図には凡例として

黄色	堤塘 (黒線の縁あり)
ブルー	岸脚 (黒線の縁あり)
グリーン	堤塘 (黒線の縁あり)

の凡例が図示してあるものがありました。畦畔としての図示はなく又地図の中にも表現してあるものは閲覧した範囲の中ではありませんでした。ただ一部の地図に反別が記入され二線引畦畔が表れている図があり八木町と同様ではないかと思われま

す。又日吉町税務課保管の地図としては明治初期に作製したと思われる彩色の施された「地租改正地引絵図」ではないかと思われる地図が数枚保管されており、その他赤黒表示された「道路・河川位置図」の絵図も保存されておりました。絵図の中の田畑はキイロ又宅地は赤にて表示されておりました。

そのほかに胡麻地区を中心とした「開拓地図」も保管されておりその中に畦畔ではないかと思われる

—————	(地番界)
-----	地番境界線の内側に波線

の図示がしてある地図もありました。

園部町

園部町税務課保管の地図について、西本梅・摩気地区の地図には

—————	(境界線)
-----	(赤の実線)

境界線の内側に赤の実線あるいは地番内の中に田の形をした赤の実線で畦畔が表示されている図が多かった。

内林・熊崎・新堂の地区において八木町の神吉地区に見られる(縁なしのキイロ)で畦畔が図示されておりました。これらは境界線上に表示してあるものや、地番内の田の民有地の中に表示してあるものがありました。尚前記3ヶ所の地区は隣接しております。

その他の地区は畦畔の表示がない図が多かったが、越方地区に限り八木町室橋地区と同じ反別表示の地図にて二線引畦畔が表示されておりました。ただし、隣接の船岡地区には反別表示がありますが二線引畦畔の表示は閲覧した範囲では見られませんでした。

法務局の旧公図も同じ傾向でありました。法務局及び園部町保管の地図両方とも耕地図と山林図とが別冊にしている地区も多くありました。

法務局園部支局の旧公図

八木町

法務局保管の旧公図には、神吉地区にて八木町役場の地図と同じく黄色の黒縁線なしにて畦畔の表示がしてありましたがその他の地区で表示された地図は閲覧した範囲では見あたりませんでした。また町役場と同じく室橋・船枝地区において二線引畦畔が表示されており、室橋地区の公図には反別が記入された公図です。他の地区にて二線引畦畔が表示された地区はなかった。

その他に河川沿いにて

茶	堤防又は堤塘及び共有地（黒の実線の中に茶の着色）
---	--------------------------

と凡例に表記してある公図も見られた。

園部町

園部町税務課保管の地図とほとんど同じで、本梅・摩気地区の旧公図においても地番の中に赤の実線にて畦畔が表示されていました。尚この赤の実線による畦畔の表示は隣接する亀岡市の本梅町や東別院・西別院地区においても見られます。

その他町役場の地図と同じく内林・熊崎・新堂地区にて黄色で縁の黒線なしの畦畔の表示がありました。

越方地区も同じく反別表示のある一筆図を合わせた地図にて二線引畦畔の表示がありましたが、同地区に隣接する船岡・高屋・大戸・佐切・熊原といった越方を含めて川辺村と呼んでいた地区は反別表示がありましたが二線引畦畔の表示は見られませんでした。

耕地と山林の地図を別冊にて綴っている地区も多くありました。

丹波町

丹波町の旧公図には畦畔として表示のある図はほとんど見られなかったが、2ヶ所の地区に

黄色	（黒の境界線の内側に波線にて着色）
----	-------------------

を表示した地図があった。

ほとんどが明治30年の前半の年代にて調整された記載があった。

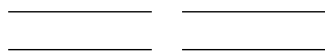
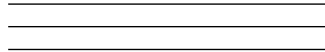
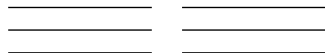

瑞穂町

質美地区には二線引畦畔の表示された地図がありの他の町村と同じく反別表示がしてありました。やはり明治初期作製の「改組図」でしょうか。他の地区に畦畔として表示された地区は見あたりませんでした

黄色	（黒の実線の中に着色）
茶	（黒の実線の中に着色）

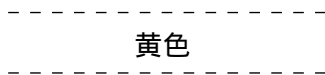
の表示で 岸脚 とした凡例がありました。

他に凡例としていくつかありましたので紹介しておきます。

	護 岸
	いせき
	岸 脚
	堤 防

美 山 町

法務局備付の旧公図には、畦畔の表示した地図は少なく凡例の表示してある地図もあまり見られなかったがその中のに

	黄色	筆限及び畦畔・岸脚（黒の縁の実線はなく着色のみ）
---	----	--------------------------

の凡例の表示してある地区があり、地図にも黄色の着色にて地番内の中及び境界線上に表示してありました。

反別表示のしてある地区は閲覧した内の半数以上であったが、二線引畦畔としての表示は見られなかった。明治20年代に調整された地図が多かった。

京 北 町

京北町の旧公図はほとんどの地区に新旧2冊の地図があり、古い方はほとんどが反別表示がしてあった。畦畔が表れている地図は見ませんでした。比賀江地区に地番の中に赤の実線にて畦畔と思われる表示があり反別表示の「反 畝 歩」の横に「畝 歩畔引」とあり差し引きして「反 畝 歩」の記載がしてありました。また別の地区で「外 歩畔」の記載の地図もありました。ほとんどが明治26～27年の照合済の記載がされていまして。その他で「川巾」「道巾」の記載がある地図もありました。

新しい方の旧公図は、7地区ほどの地図に黄色の着色した線にて畦畔と思われる表示がありました。管内の他の町村で見られるのと同じです。また「田」の地目の土地の地、番の中に黄色の実線の表示があり「枚」と田の枚数が記載されており黄色の実線と一致しました。このことから黄色の着色した実線は地番付きの畦畔であることをうかがわせる事であると、非常に参考になる地図を閲覧することができました。

ほかに下弓削地区の旧公図は他の地区と違い1冊のみの地図で、反別表示があり「二線引畦畔」が表示されていました。山林図にも見られました。他の地区と同じく明治26年照合の記載がありました。

番外として

その

園部法務局に隣接する亀岡出張所管内の地区で、馬路地区において「二線引畦畔」が多く見られます。昨年の研究報告として紹介した公図の地区ですが、この地区の旧公図は新旧2部保管されており古い方の地図を見ますと反別表示がしてある地図であり「二線引畦畔」が見られます。園部町越方地区や八木町室橋地区と同じ時期の地図と思われる。

新しい方の地図は現在マイラー化された公図とほとんど同じです。

その

もう1件はご存じの方も多いとおもいますが、京都市右京区で最近閲覧した旧公図を紹介しておきますが、

_____ (地番内)

_____ (地番界)

_____ (地番内)

地番界の両側に黒の実線がありその間に波線にて畦畔と思われる表示があり、部分的にそれぞれの地番の方に「番地付」といった表示がしてありました。また、その長さと思われる「間」といった記載もあわせてありました。

記載されているとうり境界等にある地番付きの畦畔であったと思われるが、マイラー図には一部無番地として残っており旧公図を閲覧しなければわからなかったと思います。

終わりに

以上簡単ではありますが私が今回PT委員として参加し、法務局及び各町の旧地図を調査した事を私なりにまとめてみました。

尚法務局のマイラー化された図面につきましては、黄色の着色された畦畔は八木町の神吉地区に一部図示されていますがその他の町には黄色の着色にて境界線上や地番の中に図示されている公図はほとんどないように思います。ただのり敷の部分等に旧公図と同じく黄色にて着色された公図は見受けられません。また二線引畦畔も前記した地区にはマイラー化図にも図示されております。

昨年「二線引畦畔」を在宅研究のテーマとして選んだ理由として二線引畦畔が存在する所と存在しないところがあることをその一つとしましたが、今回一度に多くの旧地図を目にすることとなりその原因が少し分かってきたと思っております。まだまだ多く見逃している部分や、理解を深めていかなければいけない所がありますが今後業務を行う上で非常に勉強になりました。またそれと同時に地図の作製過程等をも十二分に調査をしなければいけないと改めて私自身の引き締めとなりました。

総務部から

会員事務所IT化推進に関するアンケート結果報告

総務部長 大西 淳

昨年9月にコンピュータ等の設置状況並びに使用状況についてのアンケートをさせていただきました。会員の皆様ご協力ありがとうございました。また、支部長様には支部会員の皆様を取りまとめて頂きありがとうございました。

集計結果のご報告が遅れましたこととお詫びいたします。

86パーセント強の回答率であり、その集計結果は次の表のとおりでありました。

このアンケートの目的の1つは来るべきオンライン申請への対応について、コンピュータの利用状況を把握すること、2つ目は情報伝達の迅速化と会の経費削減、事務の軽減をしていくための調査でありました。

アンケートの目的の1つであるコンピュータの設置状況、利用状況は測量に携わることから大半の方が利用され、3分の2以上の会員の皆さんが測量ソフト、申請書以外にインターネットや電子メール利用されていることがわかりました。

2つ目の情報伝達の方法の調査では半数近くの会員の皆さんが毎日メールを利用し、半数以上の会員の皆さんがメールアドレスを公開してよいとの回答でありました。

集計結果のお知らせよりも先に連絡方法の選択についてのお知らせが先行してしまいましたが、7月1日現在、約202名の会員が電子メールでの会務連絡について了解を得ている状況です。

一方でコンピュータの取扱やウイルスへの不安を持っておられる方も多くおいでになりました。

今年度、京都局館内でも1庁か2庁がオンライン指定庁となると思われ、オンライン申請が現実のものとなってきました。認証局の問題もあり、指定庁と同時にオンライン申請が可能になるかは明確ではありませんが、会として研究、研修をし、備えていかなければならないと思います。



京都土地家屋調査士会 会員事務所 I T 化推進に関するアンケート集計結果
(平成16年9月～調査)

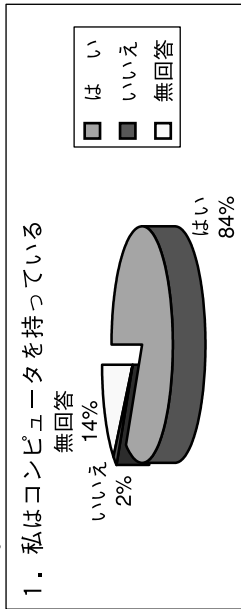
会員数 306名 / 回答者数 265名
無回答者数 41名

支部別アンケート回答状況

支部名	上京	中京	洛東	下京	左京	嵯峨	伏見	西山	城南	園部	丹後	舞鶴	中丹	全体(計)
会員数	19	17	11	23	27	37	28	28	43	16	18	16	23	306
回答者数	19	14	11	22	27	25	24	28	35	8	14	15	23	265
無回答者数	0	3	0	1	0	12	4	0	8	8	4	1	0	41
回答率	100.0%	82.4%	100.0%	95.7%	100.0%	67.6%	85.7%	100.0%	81.4%	50.0%	77.8%	93.8%	100.0%	86.6%

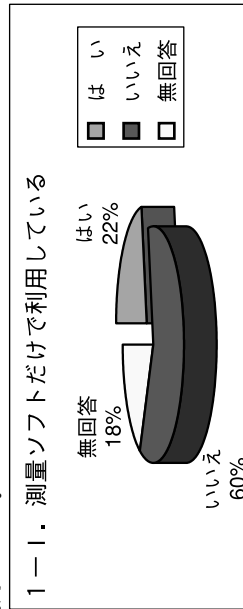
1. 私はコンピュータを持っている。

はい	257
いいえ	6
無回答	43



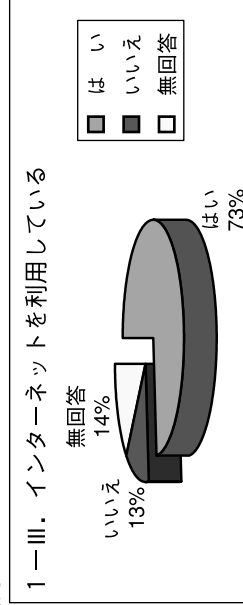
1-I. 測量ソフトだけで利用している。

はい	68
いいえ	184
無回答	54



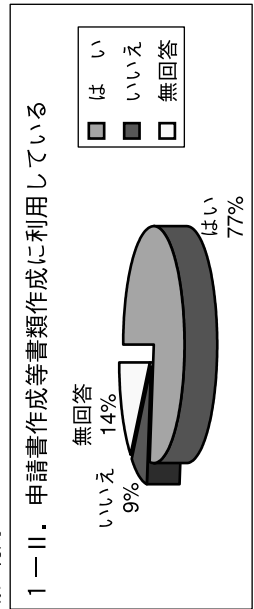
1-III. インターネットを利用している

はい	224
いいえ	39
無回答	43



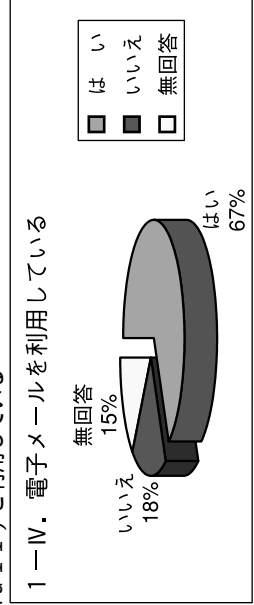
1-II. 申請書作成等書類作成に利用している

はい	236
いいえ	27
無回答	43



1-IV. 電子メール(E-mail)を利用している

はい	205
いいえ	56
無回答	45



2、1のIVで はい と回答された方にお伺いいたします。
 I、どれくらいの割合でメールを利用して（開いて）いますか

1 毎日	135
2 3日に1度程度	30
3 1週間に1度程度	19
4 自分が送信するときのみ	21

II、メールアドレスを公開している・公開しても良い

はい	174
いいえ	38

III、会からの連絡をメールのみとしてもいい

はい	137
いいえ	72

3、1のIII、IVで いいえ と回答された方にお伺いいたします。
 I、インターネットを利用したいと考えている。

はい	32
いいえ	15

II、電子メール（E-mail）を利用したいと考えている。

はい	37
いいえ	17

5、インターネットの利用に不安を感じている方は当ではまる項目にチェックをしてください

1 コンピュータの取扱い方	54
2 ウイルスへの対処	132
3 測量ソフトとの関係	47
4 その他	12

お知らせ

支 部 再 編

平成17年7月1日より旧支部が統廃合され、新支部がスタートしました。再編成の背景には、1.法務局の管轄区域が統廃合されたこと、2.地域慣習についての研究や近々予定されている行政型ADRに対応していくため地域性や員数のバランスを考慮したことによるものであります。

旧左京支部と上京支部が「みやこ北支部」に、中京支部、下京支部、洛東支部が「みやこ南支部」に統廃合され、嵯峨支部、伏見支部、西山支部については、法務局の統廃合前の管轄により配置されていたものを、この度行政区の単位により配置されることとなりました。

下記一覧表を参考にしてください。

みやこ北支部 47人	上京区、北区、左京区
みやこ南支部 38人	中京区、下京区、東山区、山科区
嵯峨支部 38人	右京区（京北地区は除く）、西京区
伏見支部 37人	伏見区、南区
西山支部 23人	向日市、長岡京市、乙訓郡大山崎町
城南支部 42人	宇治市、京田辺市、城陽市、八幡市 久世郡久御山町、綴喜郡井手町、相楽郡木津町、加茂町
園部支部 17人	亀岡市、船井郡、北桑田郡、京都市右京区京北地区
丹後支部 18人	宮津市、京丹後市、与謝郡
舞鶴支部 14人	舞鶴市
中丹支部 24人	福知山市、綾部市、天田郡、加佐郡

改正不動産登記法について

廣瀬 竜哉

新不動産登記法が平成17年3月7日から施行されすでに数ヶ月が経過しましたが、法改正に伴い新しい不動産登記法及びこれに関連した法規等に目を通す機会が増えたことと思います。新不動産登記法においては、法文が現代語化されたため、ずいぶん読みやすくなりましたが、私の場合、自分の見たい条文等を探すのに苦労しているのが現状です、そこで連合会より配布して頂いた新・不動産登記法関連法令集を使用する場合に利用（条文の内容より、法令集の記載されているページを検索）出来る様な、一覧表を作製しました、ご利用頂ければ幸いです。

	条文見出し	条文の内容	法令集記載ページ
不動産登記法	第1章	総則（第1条-第5条）	目的・定義等
	第2章	登記所及び登記官（第6条 - 第10条）	登記所・登記官
	第3章	登記記録等（第11条 - 第15条）	登記記録等
	第4章第1節	登記手続-総則（第16条 - 第26条）	総則
	第4章第2節1款	登記手続-表示に関する登記-通則（第27条 - 第33条）	通則
	第4章第2節2款	登記手続-表示に関する登記-土地の表示に関する登記（第34条 - 第43条）	土地の表示に関する登記
	第4章第2節3款	登記手続-表示に関する登記-建物の表示に関する登記（第44条 - 第58条）	建物の表示に関する登記
	第4章第3節1款	登記手続-権利に関する登記-通則（第59条 - 第73条）	通則
	第4章第3節2款	登記手続-権利に関する登記-所有権に関する登記（第74条 - 第77条）	所有権に関する登記
	第4章第3節3款	登記手続-権利に関する登記-用益権に関する登記（第78条 - 第82条）	用益権に関する登記
	第4章第3節4款	登記手続-権利に関する登記-担保権等に関する登記（第83条 - 第96条）	担保権等に関する登記
	第4章第3節5款	登記手続-権利に関する登記-信託に関する登記（第97条 - 第104条）	信託に関する登記
	第4章第3節6款	登記手続-権利に関する登記-仮登記（第105条 - 第110条）	仮登記
	第4章第3節7款	登記手続-権利に関する登記-仮処分に関する登記（第111条 - 第114条）	仮処分に関する登記
	第4章第3節8款	登記手続-権利に関する登記-官庁又は公署が関与する登記等（第115条 - 第118条）	官庁又は公署が関与する登記等
	第5章	登記事項の証明等(第119条-第122条)	登記事項の証明等
	第6章	雑則（第123条-第130条）	審査請求他
第7章	罰則（第131条-第136条）	過料他	
附則	附則	施行期日・経過措置他	
不動産登記令	第1章	総則（第1条 - 第2条）	趣旨・定義
	第2章	申請情報及び添付情報（第3条-第9条）	申請情報及び添付情報
	第3章	電子情報処理組織を使用する方法による登記申請の手続（第10条-第14条）	電子申請
	第4章	書面を提出する方法による登記申請の手続（第15条-第19条）	書面申請
	第5章	雑則（第20条-第24条）	雑則
附則	附則	施行期日・経過措置他	
不動産登記規則	第1章	総則（第1条-第3条）	定義・登記の前後・付記登記
	第2章1節	登記記録等-登記記録（第4条-第9条）	登記記録等
	第2章2節	登記記録等-地図等（第10条-第16条）	地図・建物所在図
	第2章3節	登記記録等-登記に関する帳簿（第17条-第27条）	登記に関する帳簿
	第2章4節	登記記録等-雑則（第28条-第33条）	保存期間他
	第3章第1節1款	登記手続-総則-通則（第34条-第40条）	通則
	第3章第1節2款	登記手続-総則-電子申請（第41条-第44条）	電子申請
	第3章第1節3款	登記手続-総則-書面申請（第45条-第55条）	書面申請
	第3章第1節4款	登記手続-総則-受付等（第56条-第60条）	受付等
	第3章第1節5款	登記手続-総則-登記識別情報（第61条-第69条）	登記識別情報
	第3章第1節6款	登記手続-総則-登記識別情報の提供がない場合の手続（第70条-第72条）	登記識別情報の提供がない場合の手続
	第3章第2節1款	登記手続-権利-土地所在図等（第73条-第88条）	土地所在図・地積測量図・建物図面・各階平面図・地役権図面
	第3章第2節2款	登記手続-表示に関する登記-通則（第89条 - 第96条）	通則
	第3章第2節3款	登記手続-表示に関する登記-土地の表示に関する登記（第97条 - 第110条）	土地の表示に関する登記
	第3章第2節4款	登記手続-表示に関する登記-建物の表示に関する登記（第111条 - 第145条）	建物の表示に関する登記
	第3章第3節1款	登記手続-権利に関する登記-通則（第146条 - 第156条）	通則
	第3章第3節2款	登記手続-権利に関する登記-所有権に関する登記（第157条 - 第158条）	所有権に関する登記
	第3章第3節3款	登記手続-権利に関する登記-用益権に関する登記（第159条 - 第160条）	用益権に関する登記
	第3章第3節4款	登記手続-権利に関する登記-担保権等に関する登記（第161条 - 第174条）	担保権等に関する登記
	第3章第3節5款	登記手続-権利に関する登記-信託に関する登記（第175条 - 第177条）	信託に関する登記
	第3章第3節6款	登記手続-権利に関する登記-仮登記（第178条 - 第180条）	仮登記
	第3章第4節1款	登記手続-補則-通知（第181条 - 第188条）	通知
	第3章第4節2款	登記手続-補則-登録免許税（第189条 - 第190条）	登録免許税
	第3章第4節3款	登記手続-補則-雑則（第191条 - 第192条）	雑則
	第4章	登記事項の証明等(第193条-第205条)	登記事項の証明等
	附則	附則	施行期日・経過措置他
	不動産登記事務取扱手続準則	第1章	総則（第1条）
第2章		登記所及び登記官（第2条 - 第7条）	登記所及び登記官
第3章第1節		登記記録等-総則（第8条-第11条）	総則
第3章第2節		登記記録等-地図等（第12条-第16条）	地図・建物所在図
第3章第3節		登記記録等-登記に関する帳簿等（第17条-第23条）	登記に関する帳簿等
第3章第4節		登記記録等-雑則（第24条-第27条）	雑則
第4章第1節1款		登記手続-総則-通則（第28条-第30条）	申請の却下・申請の取り下げ・原本還付の旨の記載
第4章第1節2款		登記手続-総則-受付等（第31条-第36条）	受付等
第4章第1節3款		登記手続-総則-登記識別情報（第37条-第41条）	登記識別情報
第4章第1節4款		登記手続-総則-登記識別情報の提供がない場合の手続（第42条-第49条）	登記識別情報の提供がない場合の手続
第4章第1節5款		登記手続-総則-土地所在図等（第50条-第58条）	土地所在図・地積測量図・建物図面・各階平面図・地役権図面
第4章第2節1款		登記手続-表示に関する登記-通則（第59条 - 第66条）	通則
第4章第2節2款		登記手続-表示に関する登記-土地の表示に関する登記（第67条 - 第76条）	土地の表示に関する登記
第4章第2節3款		登記手続-表示に関する登記-建物の表示に関する登記（第77条 - 第103条）	建物の表示に関する登記
第4章第3節1款		登記手続-権利に関する登記-通則（第104条 - 第111条）	通則
第4章第3節2款		登記手続-権利に関する登記-担保権等に関する登記（第112条 - 第114条）	担保権等に関する登記
第4章第3節3款		登記手続-権利に関する登記-信託に関する登記（第115条）	信託に関する登記
第4章第3節4款	登記手続-権利に関する登記-仮登記（第116条）	仮登記	
第4章第4節1款	登記手続-補則-通知等（第117条 - 第122条）	通知等	
第4章第4節2款	登記手続-補則-登録免許税（第123条-第131条）	登録免許税	
第5章	登記事項の証明等(第132条-第140条)	登記事項の証明等	
第6章	雑則（第141条-第146条）	雑則	



- 平成17. 1. 12 退会
左京 前 田 美智雄
- H17. 1. 20 変更届出
城南支部 信 吉 秀 起 630
e-mail nobuyoshi@chosashi-kyoto.or.jp
- 平成17. 128 退会
下京 坂 本 浩 一
- H17. 2. 1 届出
嵯峨支部 片 山 正 道 577
e-mail ktym@rose.plala.or.jp
- H17. 2. 23 退会
下京 橋 本 正 夫
- H17. 2. 25 退会
伏見 林 茂
- H17. 2. 28 退会
上京 黒 野 昭 治
- H17. 3. 8 届出
左京支部 竹 中 一 男 680
e-mail takenakajimusho@yaphoo.co.jp
- H17. 3. 10 入会
中丹支部 大 西 春 樹 755
事務所 〒620-0064 福知山市岩井東町12番地の2
TEL 0771-86-1280
- H17. 3. 16 退会
城南 西 野 康 男
- H17. 3. 16 退会
舞鶴 郷 田 直 司
- H17. 3. 17 退会
舞鶴 上 野 成 九

- H17.3.30 変更 洛東 上京へ
上京支部 的 場 涉 505
事務所 〒602-0007 京都市上京区新町通鞍馬口下る下清蔵口町38番地9
TEL 075-411-8638 FAX 075-411-8638
- H17.3.31 退会
伏見 砂 場 正 也
- H17.4.6 届出 西山 嵯峨へ
嵯峨支部 前 野 富 生 708
事務所 〒616-8305 京都市右京区嵯峨広沢御所ノ内町26番地5 第2シャトーウメダ302号
TEL 075-864-6618 FAX 075-864-5474
- H17.4.8 届出 嵯峨 左京へ
左京支部 鈴 木 友 和 724
事務所 〒606-0014 京都市左京区岩倉西河原町160番地の5
TEL 075-722-7359 FAX 075-722-7359
- 変更届出
園部支部 木 崎 公 司 694
e-mail kizasoku@nifty.com
- H17.4.27 届出 H17.4.1 変更 京都市へ編入のため
園部支部 石 浦 紀 495
事務所 〒601-0534 京都市右京区京北下弓削町金屋17番地1
TEL 0771-54-1247 FAX 0771-54-0823
- H17.5.2 届出
下京支部 中 島 昌 行 634
事務所 〒601-8112 京都市南区上鳥羽勤進橋町10番地ライオンズマンション上鳥羽102号
TEL 075-681-1035 FAX 075-681-4826
- H17.5.3 退会
下京 清 水 和 三 郎
- H17.5.16 届出変更
左京支部 鈴 木 友 和 724
事務所 TEL 075-201-1292 FAX 075-201-1292
e-mail officesuzuki@gaia.eonet.ne.jp
- H17.5.25 退会
左京 今 井 研 治

- H17.5.31 変更
嵯峨支部 田中 かね子 391
事務所 FAX 075-391-2481
- H17.6.1 入会
左京支部 佐々木 敦 巳 756
事務所 〒606-8316 京都市左京区吉田二本松町4番地の7
TEL 075-751-8331 FAX 075-751-8387
- H17.6.9 変更届出
伏見支部 田中 敏 博 576
事務所 〒612-8432 京都市伏見区深草柴田屋敷町23番地65
TEL 075-641-5683 FAX 075-645-1632
- H17.6.20 入会
伏見支部 森 田 将 年 757
事務所 〒612-8427 京都市伏見区竹田真幡木町21番地1
TEL 075-643-3333 FAX 075-643-3344
- H17.6.30 退会
洛東 山 口 玄一郎
- H17.7.1 入会
嵯峨支部 中 西 千 恵 758
事務所 〒615-8143 京都市西京区樫原里ノ垣外町20番5号
TEL 075-382-0211 FAX 075-382-0212

御結婚

おめでとうございます。

- ・ 左京支部山腰昇士会員が5月22日結婚されました。

訃報

謹んでご冥福をお祈り申し上げます。

- ・ 園部支部野田憲雄会員ご母様様が2月12日逝去されました。
- ・ 嵯峨支部藤本恵利子会員ご尊父様が2月27日逝去されました。
- ・ 下京支部清水和三郎会員が5月3日逝去されました。
- ・ 左京支部今井研治会員が5月24日逝去されました。
- ・ 左京支部盛田吉人会員ご母様様が6月26日逝去されました。

新入会員紹介

大西春樹

中丹支部



平成17年3月10日入会

登録番号 755

事務所 〒620-0064 福知山市岩井東町12番地の2

TEL 0771-86-1280

佐々木敦巳

左京支部



平成17年6月1日入会

登録番号 756

事務所 〒606-8316 京都市左京区吉田二本松町4番地の7

TEL 075-751-8331

FAX 075-751-8387

森田将年

伏見支部



平成17年6月20日入会

登録番号 757

事務所 〒612-8427 京都市伏見区竹田幡木町21番地1

TEL 075-643-3333

FAX 075-643-3344

新入会員アンケートより

1. 土地家屋調査士を志した動機
独立可能な資格を取りたいと考えました。
2. 開業後のエピソード
まだ開業して間もないので特にありません。
3. 今後の抱負
信頼していただける調査士になりたいです。

中西千恵

嵯峨支部



平成17年7月1日入会

登録番号 758

事務所 〒615-8143 京都市西京区樫原里ノ垣外町20番5号

TEL 075-382-0211

FAX 075-382-0212

**総務部会**

日時 平成17年1月7日(木)

場所 京都ホテルオークラ

議題 1. 新年協議会最終打ち合わせ等

議題 1. 次年度事業計画について

2. 法定外公共物移譲の対応について

常任理事会

日時 平成17年1月11日(火)

場所 調査士会館

議題 1. 報告事項
2. 次年度の事業執行について
3. 義援金の配分について
4. 理事会の開催について
5. 改正不動産登記法、政省令等への対応
6. その他**土地境界鑑定委員会**

日時 平成17年1月22日(土)

場所 調査士会館

議題 1. 近畿ブロック協議会統一基礎講座の打ち合わせ

研修部会

日時 平成17年1月25日(火)

場所 調査士会館

議題 1. 報告事項
2. 次年度予算案作成について
3. 測量研修会アンケート作成について**広報部会**

日時 平成17年1月12日(水)

場所 調査士会館

議題 1. 報告
2. 大広京都 市民新聞広告の件
3. 会報136号 校正作業
4. 17年度事業計画(案)
5. 17年度予算(案)**研究部会**

日時 平成17年1月25日(火)

場所 調査士会館

議題 1. 報告事項
2. 法25条2項の調査について
3. 次年度研究事業計画と事業予算について
4. 研修部の研修カリキュラムの精査について
5. その他**綱紀委員会**

日時 平成17年1月13日(木)

場所 調査士会館

財務部会

日時 平成17年1月26日(水)

場所 調査士会館

議題 1. 報告事項
2. 平成17年度予算案について
3. ペイオフ全面解禁への対応について
4. ビジネスローン審査委員会について
5. 公益法人会計基準改正への対応について
6. その他**表示登記研究会**

日時 平成17年1月20日(木)

場所 法務局

議題 1. 報告事項
2. 3月表示登記研究会協議事項について
3. その他**業務部会**

日時 平成17年1月20日(木)

場所 調査士会館

支部長会議

日時 平成17年2月2日(水)

場所 調査士会館

- 議題 1. 本会業務報告
2. 各支部事業報告
3. 支部組織再編成に関する件
4. その他

8. 平成17年度事業計画案について
9. 平成17年度予算案について
10. 法25条2項調査の出張手当(会議手当)支給について
11. 土地家屋調査士倫理綱領・倫理規定について
12. 不登法第17条地図作製作業実行委員会規則等の変更について
13. その他

表紙制度実行委員会

日時 平成17年2月2日(水)

場所 調査士会館

- 議題 1. 表紙制度実行委員会規則と施行細則の改正について
2. 平成17年度予算(案)について
3. 表紙未使用会員に対する指導と対応について

広報部会

日時 平成17年2月16日(水)

場所 調査士会館

- 議題 1. 報告
2. 会報136号校正漏れ原稿について
3. 自由業懇話会主催相談会 相談員派遣の件
4. 17年度事業計画
5. 次号会報発行時期について
6. 無料相談会の業務部への引継について
7. 支部広報費の補助
8. 3/1相談会 相談員
9. 市民新聞原稿の検討

地図混乱地域地図整備作業研究会

日時 平成17年2月4日(金)

場所 法務局

会員表彰選考委員会

日時 平成17年2月9日(水)

場所 調査士会館

調査士会表示登記研究会

日時 平成17年2月17日(木)

場所 調査士会館

- 議題 1. 報告事項
2. 改正不動産登記法について
3. その他

次年度研修計画打ち合わせ会

日時 平成17年2月9日(水)

場所 調査士会館

業務部会

日時 平成17年2月17日(木)

場所 調査士会館

- 議題 1. 業務部の動きと報告
2. 法定外公共物移譲の対応について
3. その他

常任理事会

日時 平成17年2月9日(水)

場所 調査士会館

- 議題 1. 報告事項
2. 表紙制度実行委員会規則改正案審議の件
3. 表紙制度実行委員会規則施行細則改正案審議の件
4. 総会における白紙委任状の取扱いに関する件
5. ビジネスローン審査委員会規則廃止審議の件
6. 支部再編成案審議の件
7. 日調連指導者養成受講者による研修会の開催について

土地境界鑑定委員会

日時 平成17年2月17日(木)

場所 調査士会館

- 議題 1. 報告事項
2. 近畿ブロック統一基礎講座の反省と纏め

3. 判事様による講演会開催の件
4. 近プロ境界鑑定委員会「統一講座」の反省会の件

業務指導委員会

日時 平成17年2月18日(金)
場所 調査士会館

理事会

日時 平成17年2月22日(火)
場所 調査士会館
議題 1. 報告事項
2. 支部再編成案審議の件
3. ビジネスローン審査委員会規則廃止審議の件
4. 総会における白紙委任状の取扱いに関する件
5. 日調連指導者養成受講者による研修会等の開催について
6. 法第17条地図製作作業実行委員会規則ならびに法第17条地図砂製作業実行委員会規則施行細則について
7. その他

研修部会

日時 平成17年2月22日(火)
場所 調査士会館
議題 1. 日調連指導者養成講座伝達研修会開催について
2. 報告事項
3. 2月28日開催の業務研修会の打ち合わせ
4. 第6回法学研修会について
5. 実務叢書輪読研修会について

財務部会

日時 平成17年2月23日(水)
場所 調査士会館
議題 1. 報告事項
2. 16年度決算、17年度予算について
3. 京都土地家屋調査士会退会一時金給付規程の廃止について

総務部会

日時 平成17年2月23日(水)
場所 調査士会館
議題 1. 報告事項
2. 支部編成についての報告と今後の予定
3. 17年度選出の役員等の数
4. 新年協議会の反省
5. 総会運営について

研究部会

日時 平成17年2月23日(水)
場所 調査士会館
議題 1. 報告事項
2. 25条2項の調査について
3. 在宅研究について
4. その他

25-2PT委員会

日時 平成17年2月25日(金)
場所 調査士会館

土地境界鑑定委員会

日時 平成17年3月5日(土)
場所 調査士会館
議題 1. 平成17年3月24日開催の鑑定講座のテーマについて
2. 鑑定講座の次第について

支部長会議

日時 平成17年3月9日(水)
場所 調査士会館
議題 1. 支部再編成について
2. その他、報告事項

研究部会

日時 平成17年3月9日(水)
場所 調査士会館
議題 1. 報告事項
2. 25条2項(地域慣習の調査)調査について
3. 次年度の研究部事業計画について
4. 今年度の資料センター報告書について
5. その他

会館建設実行委員会

- 日時 平成17年3月11日(金)
場所 調査士会館
議題 1. 報告事項
2. 会館トイレの改修について
3. 16年度決算報告
4. その他
5. 17年度事業計画案について
6. 17年度予算案について
7. その他

常任理事会

- 日時 平成17年3月15日(火)
場所 調査士会館
議題 1. 報告事項
2. 京都土地家屋調査士会退会一時金給付規程の廃止について
3. 平成17年度事業計画大綱について
4. 平成16年度決算及び平成17年度予算案について
5. 特別財源の用途について
6. 表紙制度の検討
7. 職印証明規程の検討
8. 個人情報の保護に関する規則制定の検討
9. 定例無料相談会
10. 25-2調査作業の手当、交通費の精算について
11. 次年度の研究部事業計画・予算について
12. その他

広報部会

- 日時 平成17年3月16日(水)
場所 調査士会館
議題 1. 17年度無料相談会について
2. 広報用クリアファイル作製について
3. 市民新聞見積もり書の件
4. 17年度事業計画、予算案について
5. 相談会開催要領のまとめ(業務部への引継について)
6. 4/5相談会 相談員

土地境界鑑定委員会

- 日時 平成17年3月17日(木)
場所 調査士会館
議題 1. 第26回鑑定講座ワンポイント問題について
2. 鑑定講座の資料について
3. 鑑定講座の各担当
4. 平成17年度事業計画について

業務部会

- 日時 平成17年3月17日(木)
場所 調査士会館
議題 1. 業務部の動きと報告
2. 京都市基準点の使用について
3. その他

研修部会

- 日時 平成17年3月22日(火)
場所 調査士会館
議題 1. 報告事項
2. 次年度研修計画について
3. 日調連指導者養成講座受講者による伝達研修について
4. 本年度研修事業の反省
5. その他

総務部会

- 日時 平成17年3月24日(木)
場所 調査士会館
議題 1. 報告事項
2. 17年度事業計画案について
3. 17年度選出の役員等の数について
4. 土地家屋調査士職印証明書規則について
5. 事務連絡方法選択文書について
6. 事務局のIT化促進と合理化について(複合機購入)
7. 個人情報の保護に関する件
8. 会館建設について
9. 総会運営について

選挙管理委員会

- 日時 平成17年3月25日(金)
場所 調査士会館

- 議題 1. 会長選挙
2. 各委員役割分担
3. その他

ホームページ運営委員会

- 日時 平成17年3月29日
場所 調査士会館
議題 1. 報告事項
2. 次年度の委員会計画

正副会長会議

- 日時 平成17年4月5日(火)
場所 調査士会館

財務部会

- 日時 平成17年4月11日(月)
場所 調査士会館
議題 1. 報告事項
2. 用紙等の在庫について
3. 平成16年度事業報告、平成17年度事業計画
4. 平成16年度決算
5. 平成17年度予算案

注意勧告理事会

- 日時 平成17年4月13日(水)
場所 調査士会館

常任理事会

- 日時 平成17年4月13日(水)
場所 調査士会館
議題 1. 報告事項
2. 平成16年度事業報告承認の件
3. 平成16年度決算報告承認の件
4. 平成17年度事業計画(案)審議の件
5. 平成17年度予算(案)審議の件
6. 役員等選任規則第2条、選任にする役員の数について
7. 京都土地家屋調査士会公印並びに文書発信等取扱いに関する規則改正(案)審議の件
8. 京都土地家屋調査士会職印証明書規程(案)並びに様式(案)在籍証明様式(案)審議の件

9. 京都土地家屋調査士会個人情報の保護に関する規則(案)審議の件
10. 日本司法支援センター地方事務所設立窓口担当役員選任の件
11. 仮称『新会館建設計画委員会』発足の件
12. 京都土地家屋調査士会地域慣習調査委員会規則(案)について
13. 複合機購入の件
14. 京都地方法務局と『筆界特定制度』についての打ち合わせの件
15. 広報用クリアファイル制作の件
16. その他

研究部会

- 日時 平成17年4月18日(月)
場所 調査士会館
議題 1. 報告事項
2. 京都土地家屋調査士会地域慣習調査委員会設置について
3. 25-2PT調査(京都市役所財産監理課、京都市内各区役所)について
4. 在宅研究報告会後の昨年度事業総括について
5. その他

業務指導委員会

- 日時 平成17年4月19日(火)
場所 調査士会館

業務及び会計監査

- 日時 平成17年4月20日(水)
場所 調査士会館

広報部会

- 日時 平成17年4月20日(水)
場所 調査士会館
議題 1. 報告事項
2. 16年度事業報告と決算
3. 17年度事業計画(案)、予算案
4. ホームページのリニューアル
5. 第137号会報について

理事会

日時 平成17年4月22日(金)

場所 調査士会館

議題 1. 報告事項

2. 京都土地家屋調査士会公印並びに文書発信等取扱いに関する規則改正の件

3. 京都土地家屋調査士会職印証明書規程(案)様式(案)並びに在籍証明様式(案)の件

4. 京都土地家屋調査士会個人情報の保護に関する規則(案)の件

5. 京都土地家屋調査士会退会一時金給付規程廃止について

6. 京都土地家屋調査士会地域慣習調査委員会規則(案)の件

7. 平成16年度事業報告承認の件

8. 平成16年度決算報告承認の件

9. 業務及び会計監査報告

10. 平成17年度事業計画案審議の件

11. 平成17年度予算案審議の件

12. 役員等選任規則第2条「選任する役員の数」について

13. 「新会館建設準備委員会」設立の件

4. 17年度「行政なんでも困りごと相談所」相談員派遣の件

選挙管理委員会

日時 平成17年5月20日(金)

場所 調査士会館

業務指導委員会

日時 平成17年5月24日(火)

場所 調査士会館

役員選考委員会

日時 平成17年6月1日(水)

場所 調査士会館

正副会長会議

日時 平成17年6月8日(水)

場所 調査士会館

理事会

日時 平成17年6月15日(水)

場所 調査士会館

議題 1. 報告事項

2. 会則第31条第2項による常任理事選任の件

3. 会則第55条第3項による理事の業務分掌の件

4. 会則第36条第8号による日調連総会代議員選人の件

5. 会則第106条第2項による注意勧告理事選任の件

6. 紛議の調停に関する規則第4条による紛議調停委員選任の件

7. 業務指導委員会規則第6条による業務指導委員選任の件

8. 会館建設実行委員会規則第9条による会館建設実行委員選任の件

9. ホームページ運営委員会規則第5条によるホームページ運営委員選任の件

10. 表紙制度実行委員会規則第7条による表示制度実行委員選任の件

11. 調査士会事故処理委員会規則第4条による調査士会事故処理委員選任の件

12. 土地境界鑑定委員会規則第5条によ

総務部会

日時 平成17年4月27日(水)

場所 調査士会館

議題 1. 17年度総会運営について

常任理事会

日時 平成17年5月13日(金)

場所 調査士会館

議題 1. 定時総会の運営について

2. 諸報告

3. その他

広報部会

日時 平成17年5月18日(水)

場所 調査士会館

議題 1. ホームページのリニューアルの件

2. 広告掲載について

3. 本局・舞鶴のネームプレート板の不具合について

- る土地境界鑑定委員選任の件
13. 地域慣習調査委員会規則第5条による地域慣習調査委員選任の件
 14. 会則第117条による相談役および顧問委嘱の件
 15. 会則第29条第2項による会長代行選任の件
 16. 会則第29条第3項による副会長代行選任の件
 17. 表彰規程第2条第2項による会員表彰選考委員選任の件
 18. その他

紛議調停委員会

日時 平成17年6月23日(木)
場所 調査士会館

業務指導委員会

日時 平成17年6月23日(木)
場所 調査士会館

理事会

日時 平成17年7月1日(金)
場所 京都タワーホテル

総合役員会

日時 平成17年7月1日(金)
場所 京都タワーホテル

研究部会

日時 平成17年7月6日(水)
場所 調査士会館

広報部会

日時 平成17年7月12日(火)
場所 調査士会館

常任理事会

日時 平成17年7月13日(水)
場所 調査士会館



京都会では下記のクリアファイルを制作しました。
購入希望の会員は1枚170円で販売します。
事務局に申し出てください。

広報部



編集後記

6月17日に広報部員に選任され、部員として2年間広報活動に携わる事になりました。

同月20日には総合役員会が開催され出席して参りましたが、率直にまず驚きましたのは、本当に沢山の方々が役員、部員を務め、会の活動を維持されておられる事でした。こうして会の活動に関わりを持たねばそのように思う機会は無かったかもしれません。

私が申し上げるまでもありませんが、不動産登記法改正、ADR、筆界特定制度等々、我々土地家屋調査士を取り巻く環境は刻々と変化しています。こうして部員を務める事になりその流れが想像以上にとても速いものである事を痛感します。2年間ではありますが研鑽を積み、会の運営に微力を尽くして参りたいと存じます。

広報部 末永 貴裕

発行所

〒604-0984
京都市中京区竹屋町通富小路東入魚屋町439

京都土地家屋調査士会 ©

TEL (075) 221-5520

FAX (075) 251-0520

<http://www.chosashi-kyoto.or.jp>

e-mail mail@chosashi-kyoto.or.jp